

物価・賃金・生活総合対策本部(令和4年第3回)議事次第

令和4年8月15日(月)
9:30～9:50
総理大臣官邸2階大ホール

1. 開会
2. 議事
 - ・ 経済・物価の現状と対応策
3. 閉会

資料1:内閣府資料

資料2:内閣府(地方創生推進事務局)資料

資料3:農林水産省資料

資料4:厚生労働省資料

資料5:経済産業省資料

資料1

物価の動向について

令和4年8月15日

内閣府

物価動向について(1)

- **国際商品市況の下落**：国際商品市況は、世界同時的な回復やウクライナ情勢等を背景に上昇してきたが、本年半ば以降、国際社会での取組のほか、欧米の金融引締めに伴う需要鈍化の見通し等により下落傾向（図1）。
- **円安の影響の高まり**：輸入物価は原材料価格高騰と円安進行を要因とした上昇が続く。円安の影響は2022年7月時点で全体の上昇の5割程度（図2）。
- **国内企業物価上昇の継続**：国内企業物価は7月は前年比8.6%と高い上昇率が続く（図3）。
- **価格転嫁進展の兆し**：2022年以降販売価格DIの上昇に伴って、中小企業においても販売価格と仕入価格の差が縮まり、価格転嫁に進展の兆しがみられる（図4）。

図1 国際商品市況

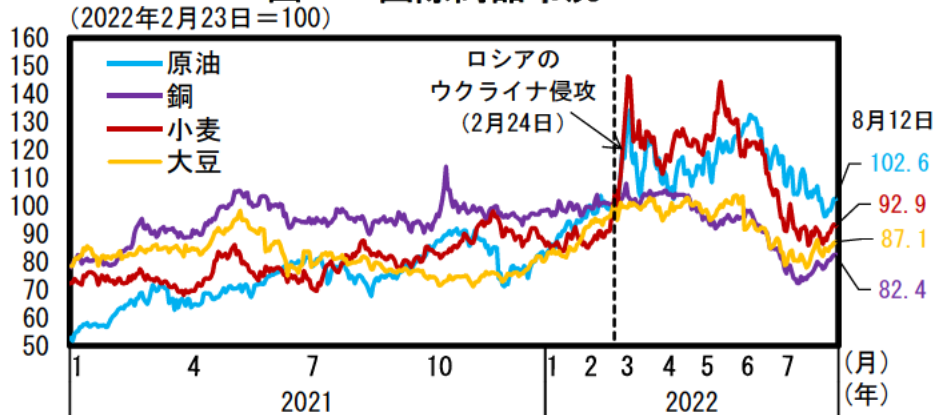


図3 国内企業物価

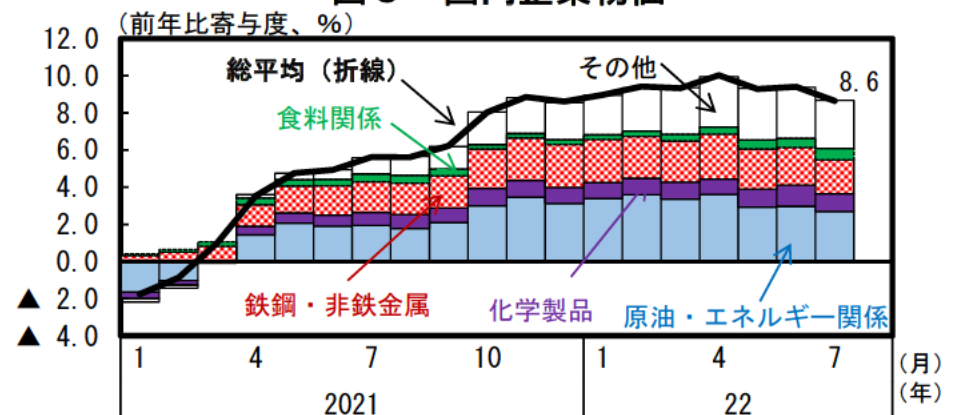


図2 輸入物価指数と円安の影響

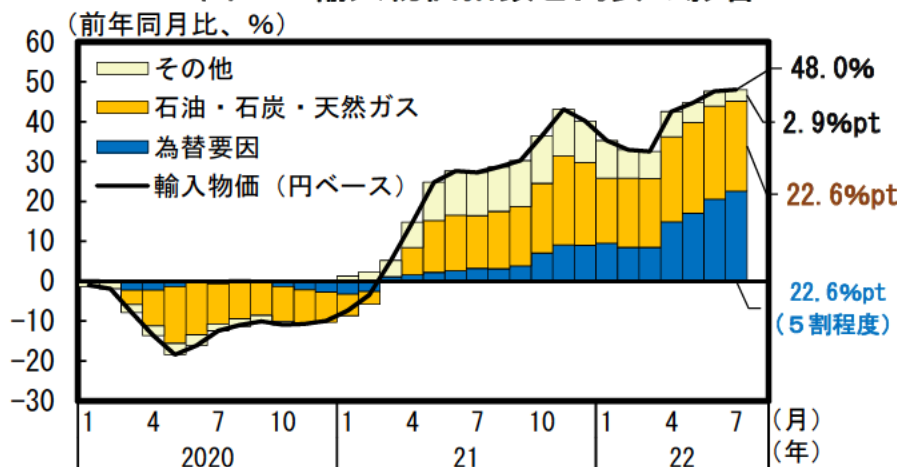
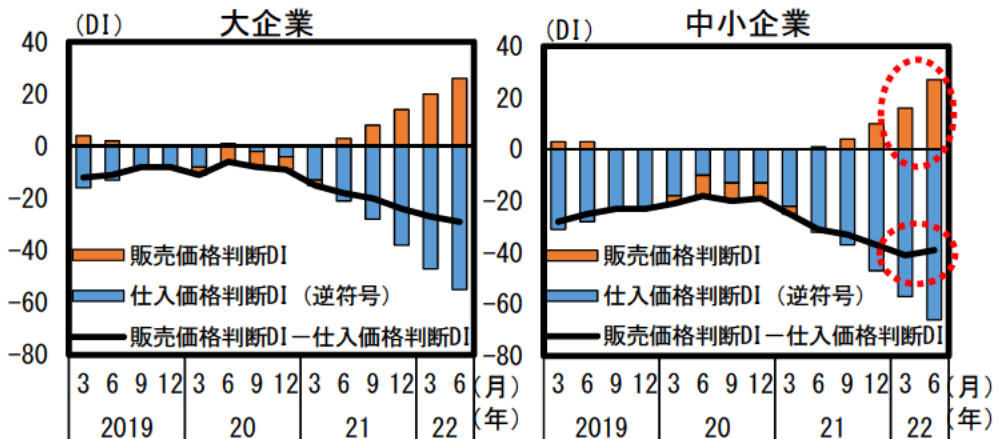


図4 販売価格、仕入価格判断DI



(備考) Bloomberg、日本銀行「企業物価指数」、日本銀行「全国企業短期経済観測調査」により作成。

物価動向について(2)

- **消費者物価上昇の継続**：6月の消費者物価（総合）は前年比2.4%と引き続き高い伸び。上昇の内訳は、主にエネルギー（約5割）、生鮮食品（約1割）、生鮮食品を除く食料（約3割）に起因（図1）。
- **家計の物価上昇感の高まり**：民間エコノミストは物価上昇率は当面2%台で推移し、その後低下すると予想。一方、家計では1年後に5%以上の物価上昇を予想する割合が大幅に増加（図2）。

図1 消費者物価（総合）

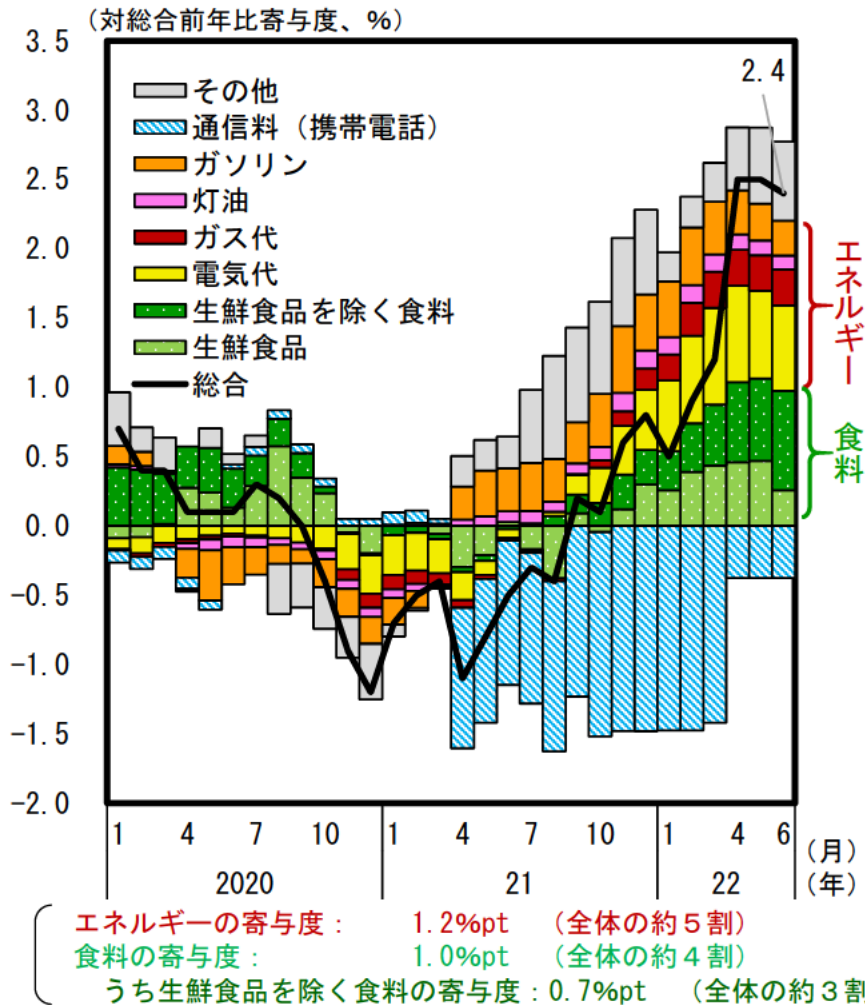
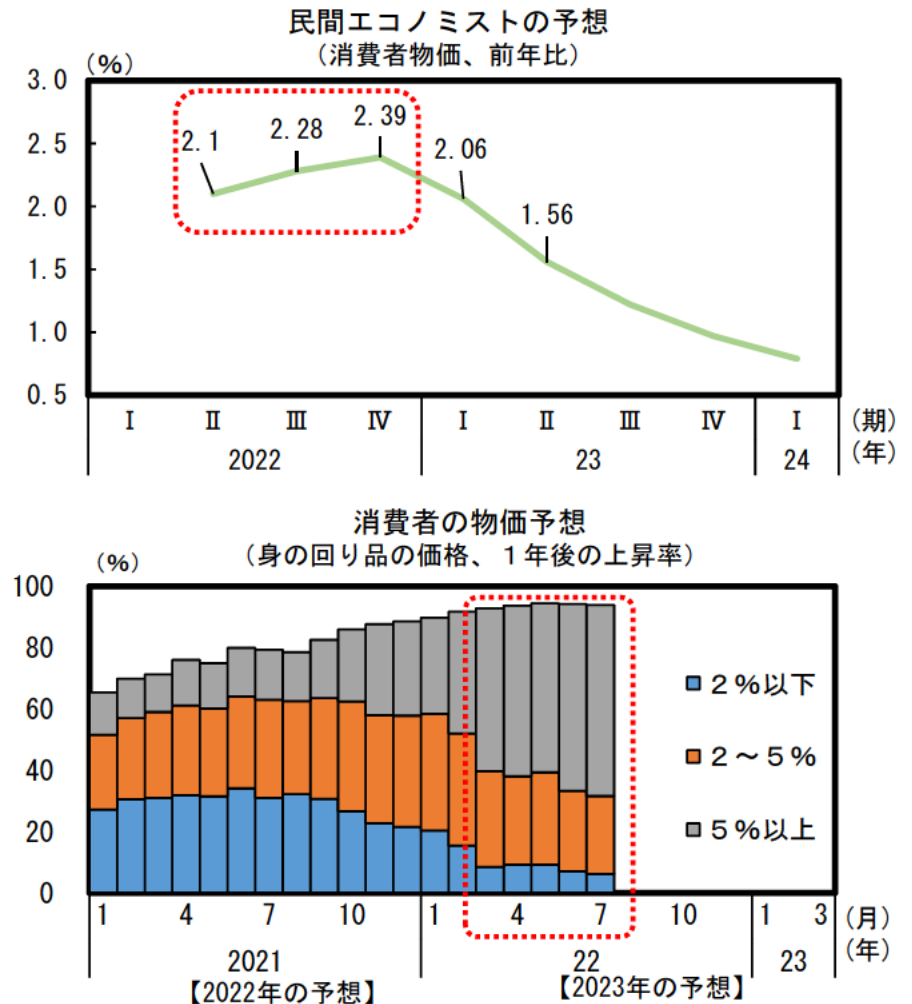


図2 家計の物価上昇感の高まり



物価上昇の家計部門への影響

- ▶ **低所得者層で厳しい状況**：コロナ前と比べて可処分所得は増えている一方、消費が減少。その結果、所得のうち消費に向ける割合（平均消費性向）は総じて低下（図1）。所得面についてみると、低所得者層では、賃金の伸びが弱く（図2）、賃上げが重要。
- ▶ **必需品以外の消費の抑制**：物価上昇により、食料・光熱費等の生活必需品への支出がコロナ前を上回る一方、外食・宿泊等への支出はコロナ前を下回り、節約志向の動きがみられる（図3）。幼保無償化や通信料引下げは、低所得者層を中心に支出の減少に寄与。

図1 所得と消費の動向（2022年3～6月平均）

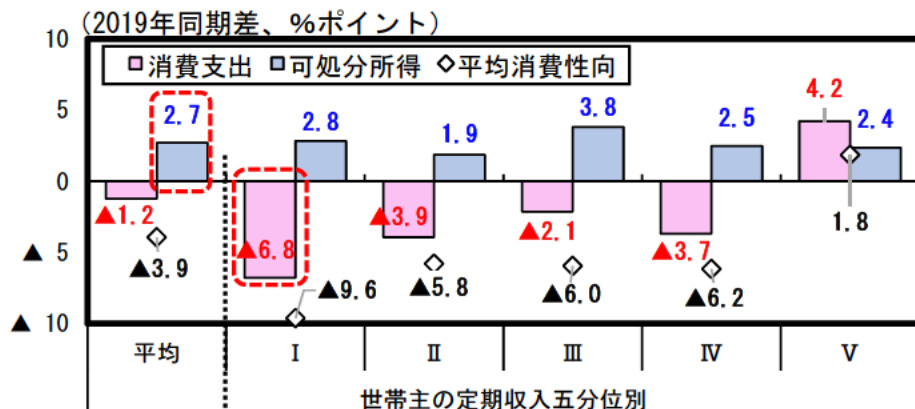


図2 可処分所得の要因分解（2022年3～6月平均）

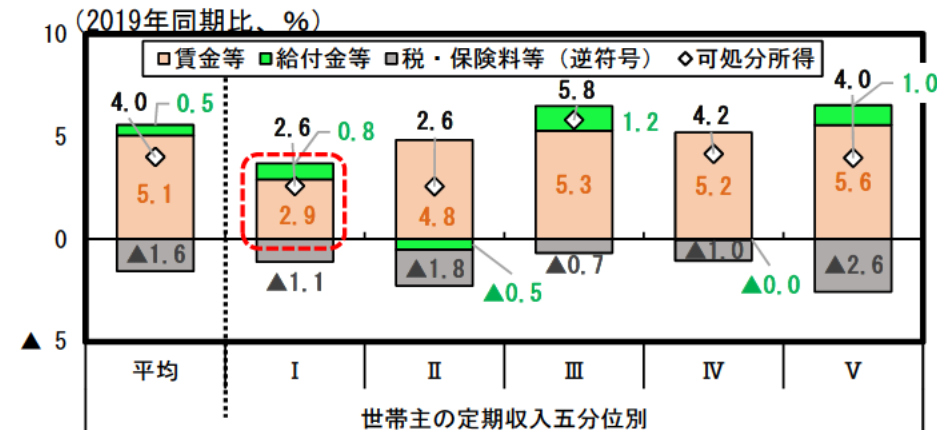
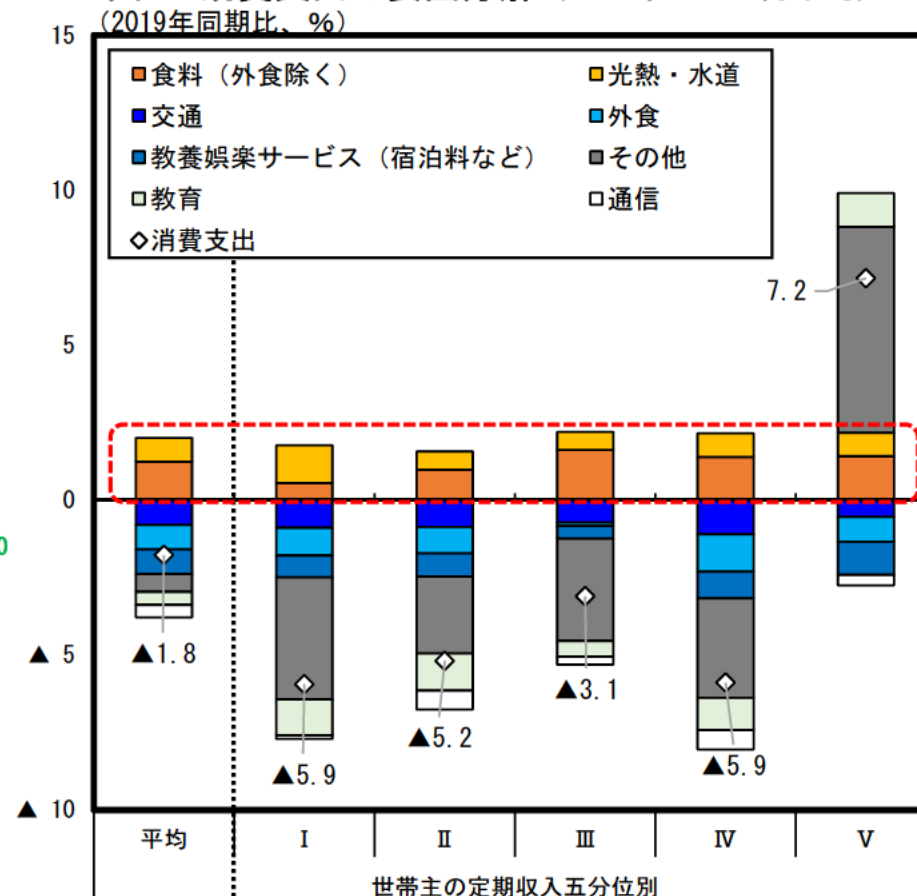


図3 消費支出の要因分解（2022年3～6月平均）



(備考) 1. 総務省「家計調査」により作成。二人以上の世帯のうち勤労者世帯。2022年3～6月における各分位の世帯主の定期収入の平均は、第1分位10万円、第2分位26万円、第3分位35万円、第4分位45万円、第5分位66万円。世帯平均は36万円。
 2. 図1の可処分所得、消費支出は、2022年3～6月平均の平均消費性向の2019年同期差に対する寄与度。可処分所得は逆符号。
 3. 図2の給付金等には、子育て世帯への臨時特別給付金（3月末までに支給）、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（4月末までに支給）、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（児童扶養手当受給者を対象、6月末までに支給）等が含まれる。

物価上昇の企業部門への影響

- **輸出企業の収益は好調**：世界同時的な回復や円安を背景とした輸出の増加などにより、製造業・大中堅企業の収益は過去最高益を更新（図1）。価格転嫁が進む鉄鋼、輸出が好調な情報通信機械や業務用機械などがけん引（図2）。好循環の実現に向けて、好調な収益が賃上げや投資拡大につながっていくことが重要。
- **一部業種では原材料高が収益を押下げ**：原材料価格の高騰により売上原価が増加する一方、売上に十分転嫁できないことから、非鉄金属、はん用機械等の中小企業を中心に収益が悪化（図3）。なお、食料品や化学では、販管費の抑制や円安に伴う営業外収益の増加（大中堅企業）により利益を確保（図4）。

図1 経常利益

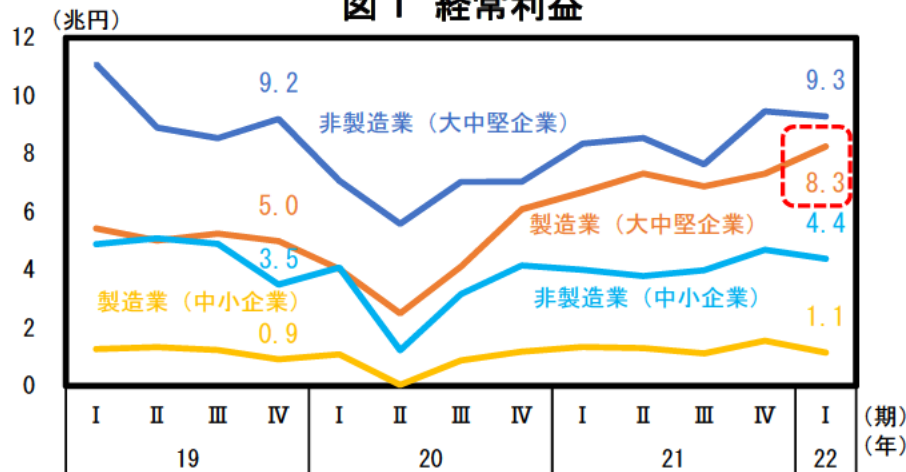


図2 業種別の経常利益 (大中堅企業)

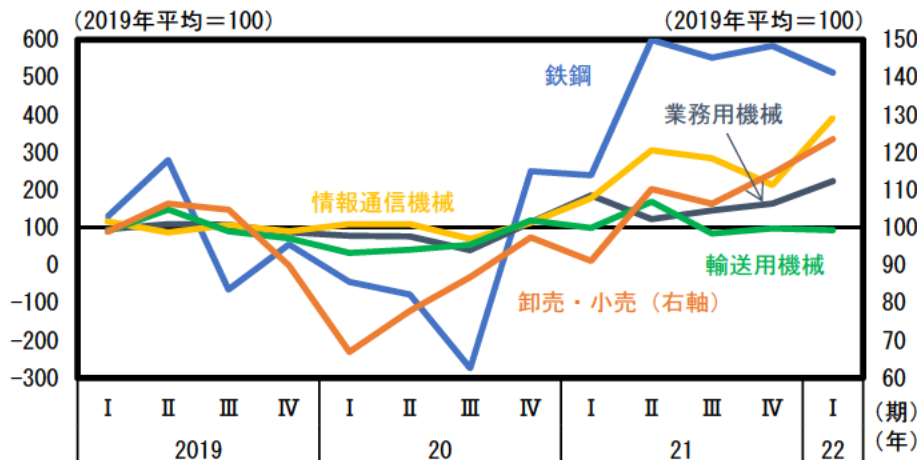


図3 売上、売上原価の変化率と売上総利益率の変化幅 (21年1-3月期から22年1-3月期の変化)

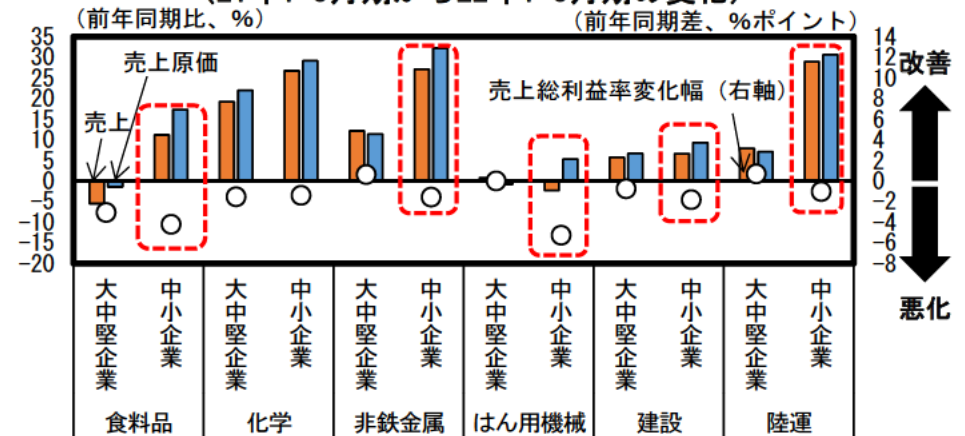
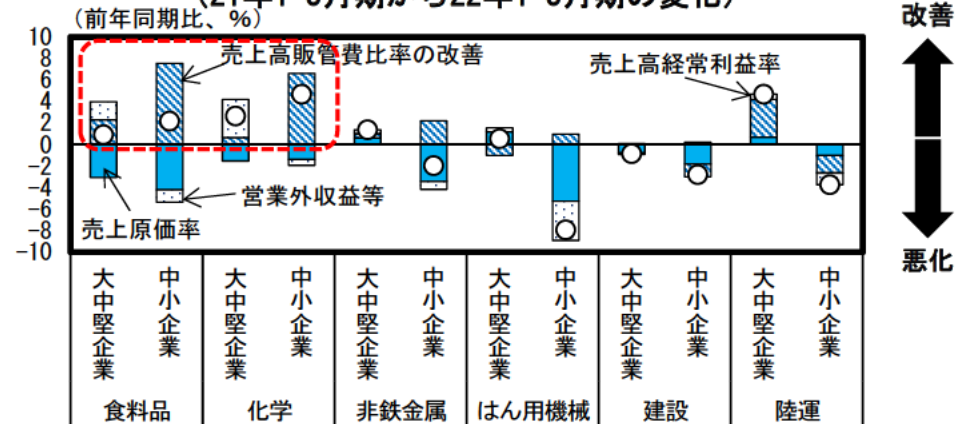


図4 売上高経常利益率の変化幅 (21年1-3月期から22年1-3月期の変化)



(備考) 財務省「法人企業統計季報」により作成。左図は季節調整値。右図は、売上原価率の上昇をマイナス(悪化)方向、低下をプラス(改善)方向で表示。

**地方創生臨時交付金
(コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分)
の実施状況について**

令和4年8月15日

内閣府

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金において
「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」を活用する事
業の提出状況（速報値）^{※1}

（令和4年7月29日時点）

	合計		
	都道府県	市区町村	
地方公共団体数	1,760 団体	47 団体	1,713 団体
交付申請額（予定） （交付限度額に対する割合） ^{※2}	約 6,778 億円 （ 85 %）	約 3,377 億円 （ 84 %）	約 3,401 億円 （ 85 %）

※1 本資料は速報値であり、今後数値の変動があり得る。

※2 コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分 1兆円のうち地方公共団体に通知している交付限度額は8,000億円（令和3年度補正分2,000億円を含む）（都道府県分4,000億円、市町村分4,000億円）。なお、「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」は4月28日に創設されて以降、実施計画を複数回受け付ける予定であり、今回、初回の実施計画を受け付けたところ。

令和4年度第2回に提出された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画において 「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」を活用する事業例

生活者支援に関する事業

生活困窮者支援

山梨県	生活困窮者緊急生活支援金給付事業費補助金
北海道函館市	住民税非課税世帯等物価高騰等緊急給付金給付事業
沖縄県那覇市	住民税所得割非課税世帯支援特別給付金 など

子育て世帯支援

富山県	こども食堂緊急運営支援事業
兵庫県	ヤングケアラーに対する配食支援
熊本県	低所得の子育て世帯生活支援特別給付金 など

電気料金等公共料金の負担軽減

福島県会津若松市	住民税非課税世帯等光熱費助成事業
福島県伊達市	生活困窮者に対する水道基本料金支援事業
長野県松本市	電気料金物価高騰対応分給付金支給事業 など

学校給食等負担軽減

福岡県	保育所等給食支援費
神奈川県横浜市	学校給食物資購入事業
愛知県名古屋市	学校給食費に係る物価高騰対応支援 など

生活者支援や消費喚起を目的とした支援

大分県	地域消費喚起プレミアム商品券支援事業
鹿児島県	鹿児島県地域消費喚起プレミアム商品券支援事業
三重県四日市市	四日市市プレミアム付デジタル商品券事業費 など

事業者支援に関する事業

中小企業支援（省エネ対策、生産性向上、公共料金補助等）

茨城県	いばらきエネルギーシフト促進事業
千葉県	省エネ・再エネ型事業再構築・設備投資支援事業
岐阜県	原油高・物価高騰における地場産業支援金
群馬県富岡市	中小企業設備導入支援補助金
神奈川県川崎市	エネルギーシステム最適化補助金
静岡県森町	中小企業等燃料費光熱水費高騰支援事業補助金 など

農林漁業者支援

千葉県	肥料価格高騰緊急支援事業
静岡県	漁業用燃油価格等高騰緊急対策事業費助成
和歌山県	施設園芸用燃油価格高騰緊急対策支援金
岡山県	飼料価格高騰緊急対策事業
神奈川県小田原市	水産市場施設電気料金高騰対策等支援事業 など

地域公共交通の維持等

愛媛県	交通・運輸燃油高騰対策事業
長崎県	公共交通事業継続緊急支援費
宮崎県	交通・物流事業者燃料高騰等対策事業 など

観光業支援

和歌山県	飲食・宿泊・サービス業等支援金
山口県	やまぐち観光振興支援強化事業
愛知県豊田市	宿泊事業者等支援事業 など

食料品の価格高騰への対応策について

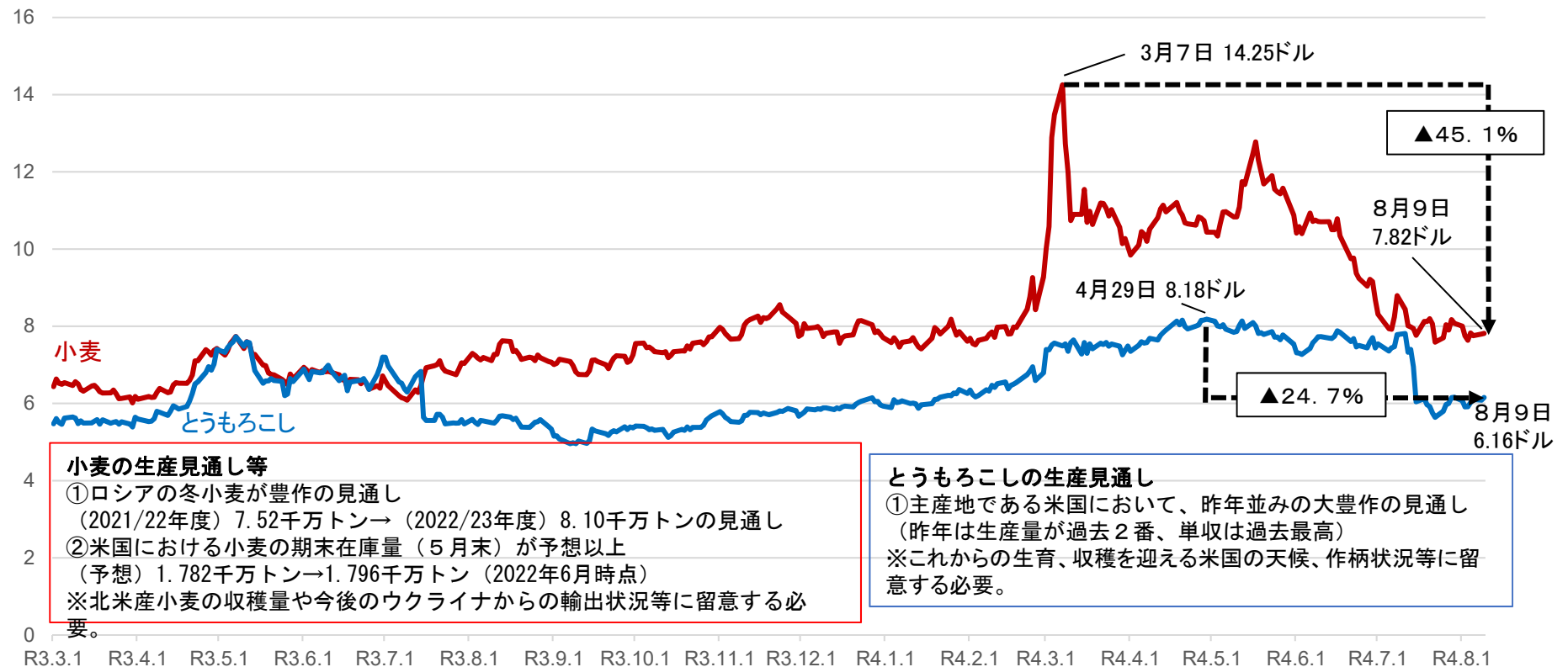
令和4年8月15日

農林水産省

小麦及びとうもろこしの国際価格の推移

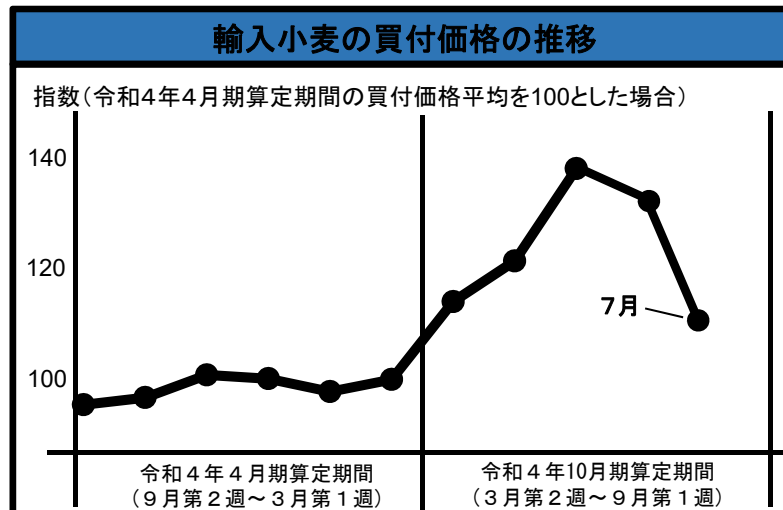
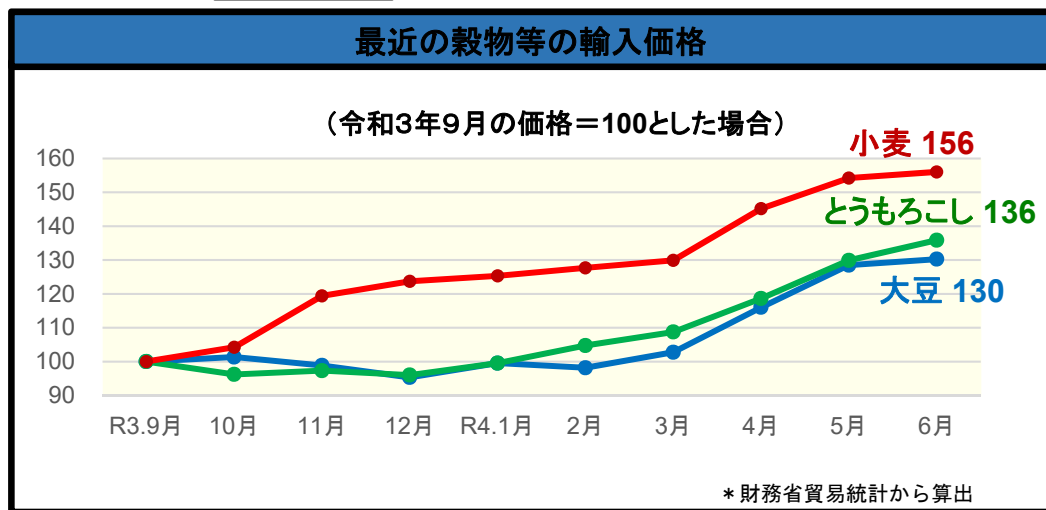
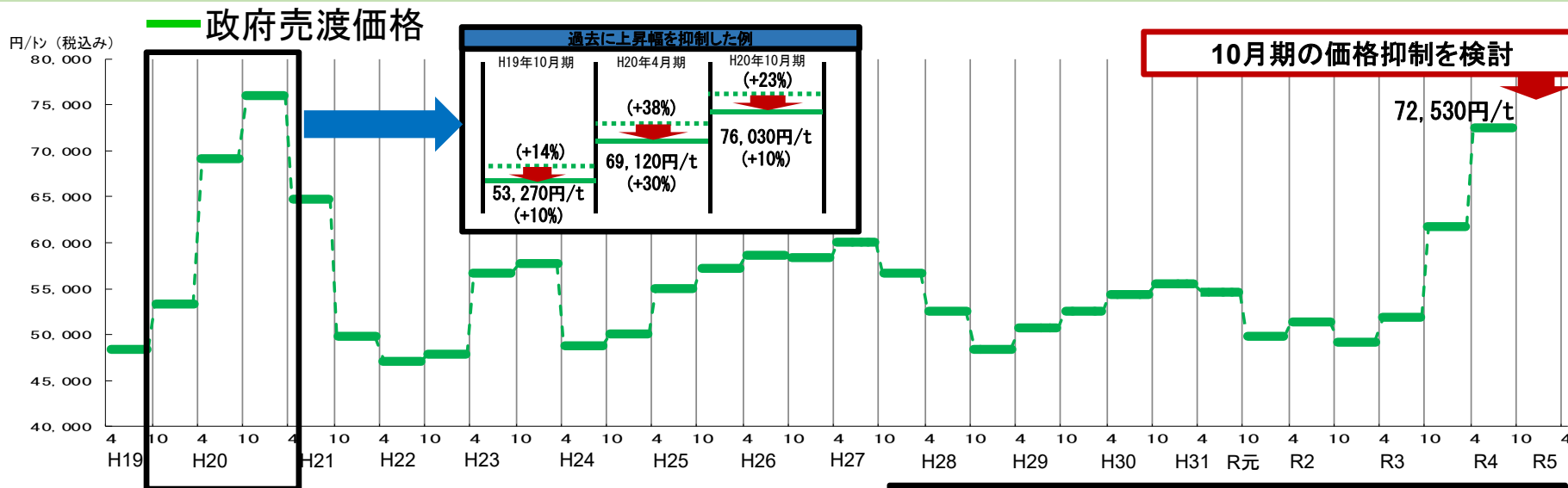
- G7エルマウ・サミットでは、国際社会と結束してロシアのウクライナ侵略に伴う食料価格の国際的高騰に対応することで一致。
我が国として、秋の収穫期が迫っているウクライナにおける穀物の貯蔵能力の拡大支援、食料価格の高騰に苦しむアフリカ・中東向けの食料支援等（約2億ドル）の実施を表明。
更に、7月22日、国連、トルコ、ウクライナ及びロシアの4者の中で、黒海を通じたウクライナからの穀物輸出の再開に合意。8月1日、ウクライナからの穀物輸出が再開。
- 足元の小麦等の国際価格は、こうした国際社会の動きに加え、ロシアの冬小麦の豊作見通しや、米国における期末在庫や生育状況等を踏まえ、ピーク時より低下し、概ねウクライナ侵略前の水準。

小麦・とうもろこし(シカゴ相場)の価格の推移



輸入小麦の価格抑制について

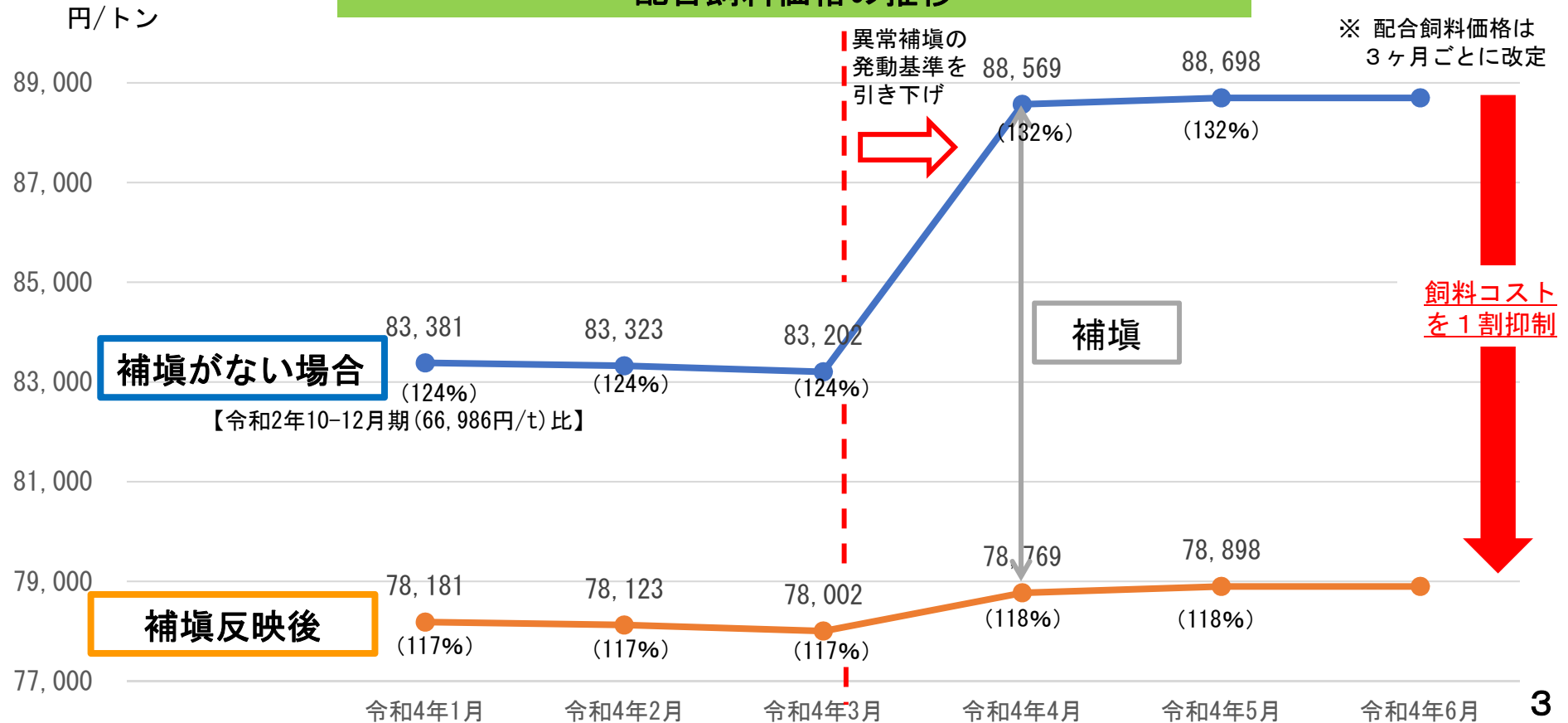
- 輸入小麦の政府売渡価格は、平成19年度から現行制度（価格変動制）に移行した直後の国際価格高騰時にも上昇幅を抑制。
- 令和4年10月期の政府売渡価格は、過去半年の買付価格を反映すると上昇となるが、今後の価格動向を注視し、パンや麺類などの価格高騰に対し、必要な抑制措置を検討する。



配合飼料価格の高騰対策について

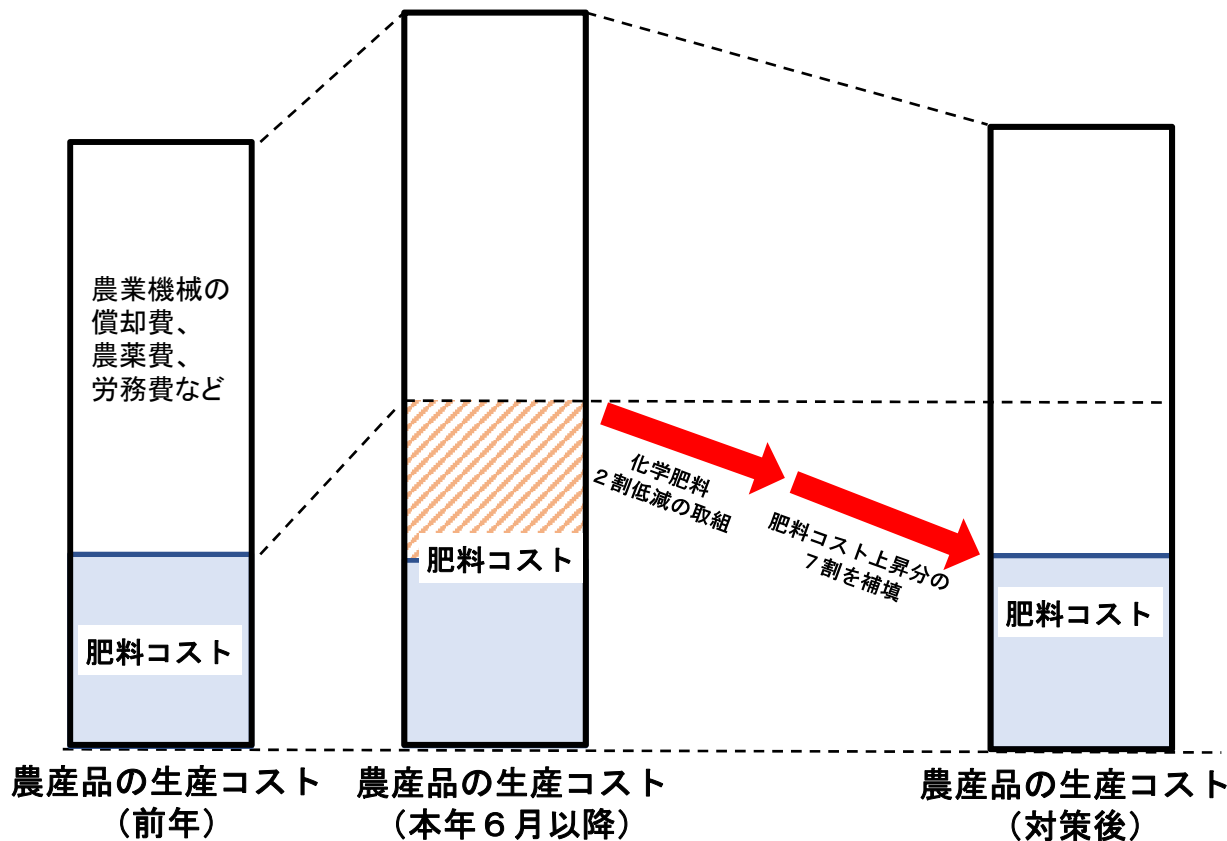
- 飼料の高騰による畜産物の生産コストの上昇を緩和するため、官と民による基金から生産者に補填金を交付し、畜産物の価格上昇を抑制（対象四半期の輸入原料の平均価格と、その前1年間の平均価格（基準価格）との差額を補填。）。
- 令和3年度補正予算において異常補填基金への230億円の積増しを措置するとともに、総合緊急対策において、435億円の積増しを措置した上で、令和4年度第1四半期（4～6月）・第2四半期（7～9月）の異常補填の発動基準を特例的に引き下げ。 ⇒ 足元の飼料コストを1割抑制
- 今後、飼料価格が高止まる場合には、基準価格の上昇に伴う補填反映後の飼料コストの状況を注視。

配合飼料価格の推移



肥料原料価格の高騰対策について

- 現在の肥料原料価格の上昇を受けて、農産品全般の生産コスト1割削減を目指して、化学肥料2割低減の取組を行う農業者の肥料コスト上昇分の7割を補填する、新たな支援金の仕組みを創設し、予備費において788億円を措置。
- 速やかに農業現場への周知を図り、足元の肥料高騰に伴う生産コスト増を抑制するとともに、農業のグリーン化の取組を推進。



肥料価格高騰対策事業の概要

1 支援内容

化学肥料の2割低減の取組を行う農業者に対して肥料コスト上昇分の7割を支援。

化学肥料低減に向けた取組

- ・ 土壌診断による施肥設計
- ・ 堆肥の利用、下水汚泥の利用など国内資源の利用
- ・ 緑肥作物の利用
- ・ 局所施肥（側条施肥、ドローンの活用等）の利用等を実施。

2 対象となる肥料

本年6月（秋肥）から来年春肥が対象。

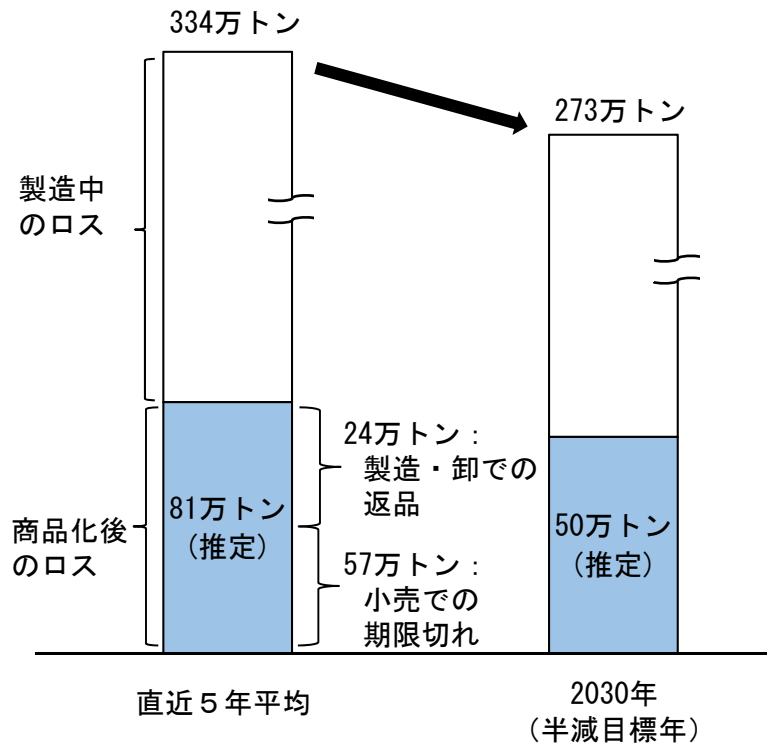
3 今後のスケジュール（予定）

- 8月～ 事業内容の周知
- 10月～ 農業者からの申請受付（受付準備ができた地域から順次）
- 12月頃～ 農業者への支援金の交付（支払準備ができた地域から順次）

食品ロス削減に向けた支援の強化

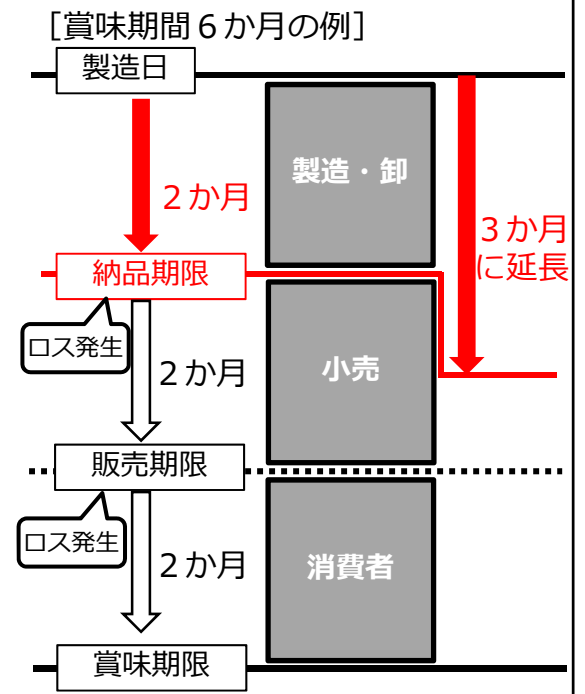
- 我が国では、本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品ロスを2030年までに半減する目標を設定。これまでの実績で40%削減。
- 更に、商品化後のロス削減に向けて、官民連携して、厳しい納品期限の商慣習を見直すこと等により期限切れ・返品を減らす。それでも発生する賞味期限内食品はフードバンクや子ども食堂に寄付する。
- これらの取組を抜本的に強化し、食品の製造、流通、販売コストを抑制するとともに、生活困窮者支援にも貢献。

〔事業系の食品ロス〕



〔食品ロスをめぐる課題〕

- ・ 厳しい納品期限（3分の1ルール）の商慣習の残存
- ・ 賞味期限を延長する技術の普及
- ・ フードバンク等におけるインフラ（倉庫、車両、人員等）の不足
- ・ 製造事業者や物流事業者とフードバンクとのマッチングとネットワークの構築



➡ 課題解消に向けた支援を抜本的に強化

厚生労働大臣提出資料

令和4年8月15日

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

令和4年度の最低賃金について

- 8月2日、中央最低賃金審議会において、令和4年度の最低賃金引上げの目安額の答申がなされた。
- 令和4年度の目安額は、全国加重平均で31円の引上げで、昭和53年に目安制度が始まって以降最高額。
- 今後、この目安額を踏まえ、各地方最低賃金審議会で改定額を議論。

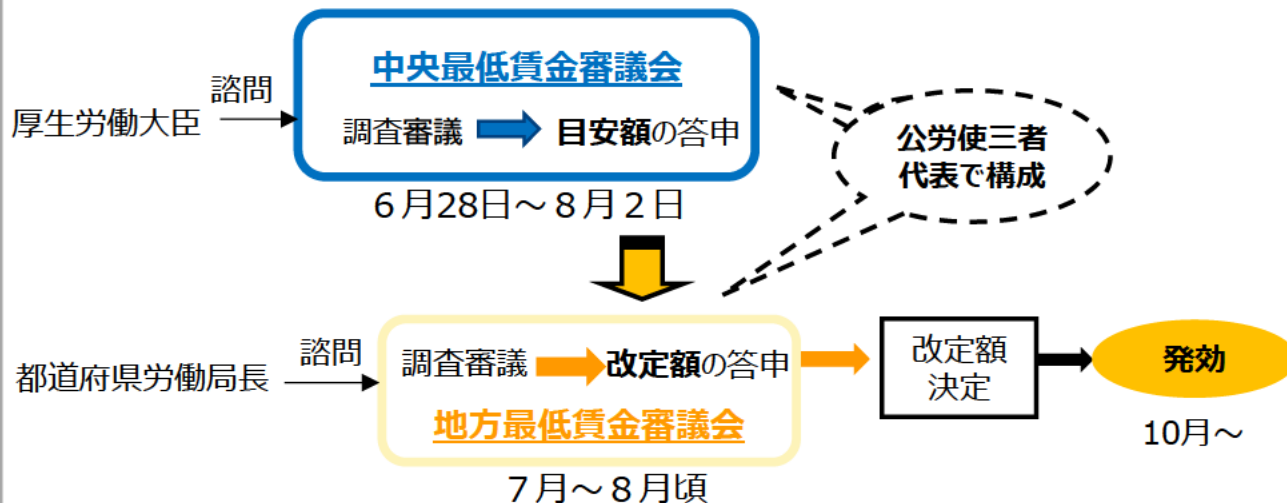
地域別最低賃金（全国加重平均）の引上げ額・率の推移

改定年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04
引上げ額（円）	15円	16円	18円	25円	25円	26円	27円	1円	28円	31円※
引上げ率（%）	2.0%	2.1%	2.3%	3.1%	3.0%	3.1%	3.1%	0.1%	3.1%	3.3%※
改定額（円）	764円	780円	798円	823円	848円	874円	901円	902円	930円	961円※

※ 令和4年度の目安額は、全国加重平均で31円
 表中の令和4年度の数値は、地方最低賃金審議会が目安額通りに改定額を決定した場合

最低賃金決定の流れ（令和4年度）

中央は、中央最低賃金審議会で議論し、目安額を提示。
 地方は、目安を参考に、地域事情を踏まえて、改定額を審議。



新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画

（令和4年6月7日閣議決定）（抄）

また、人への投資のためにも最低賃金の引上げは重要な政策決定事項である。物価が上昇する中で、官民が協力して、引上げを図るとともに、その引上げ額については、公労使三者構成の最低賃金審議会、生計費、賃金、賃金支払能力を考慮し、しっかり議論していただくことが必要である。

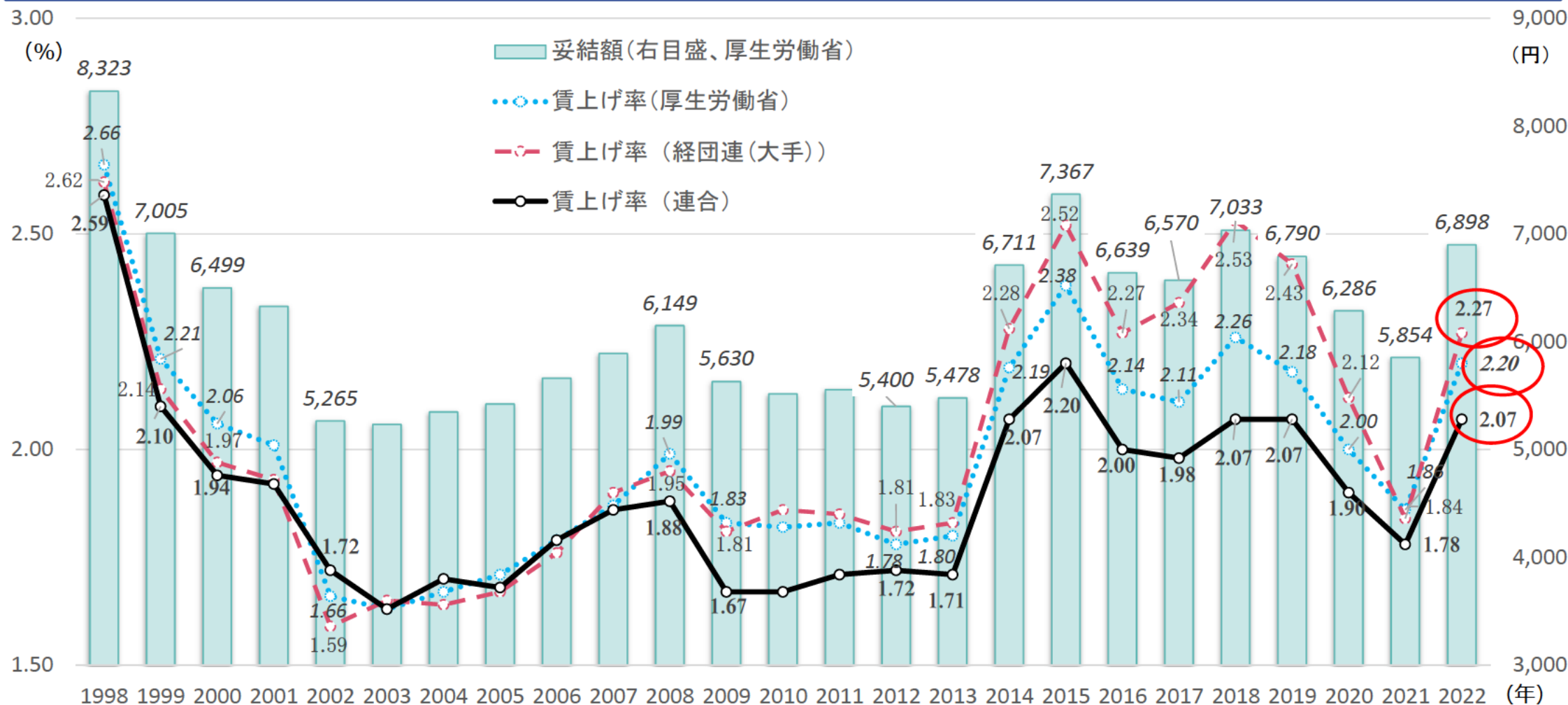
経済財政運営と改革の基本方針2022

（令和4年6月7日閣議決定）（抄）

また、人への投資のためにも最低賃金の引上げは重要な政策決定事項である。最低賃金の引上げの環境整備を一層進めるためにも事業再構築・生産性向上に取り組む中小企業へのきめ細やかな支援や取引適正化等に取り組むつつ、景気や物価動向を踏まえ、地域間格差にも配慮しながら、できる限り早期に最低賃金の全国加重平均が1000円以上となることを目指し、引上げに取り組む。こうした考えの下、最低賃金について、官民が協力して引上げを図るとともに、その引上げ額については、公労使三者構成の最低賃金審議会、生計費、賃金、賃金支払能力を考慮し、しっかり議論する。

春闘の状況について（月例賃金）

○ 本年の月例賃金の賃上げ率は、4年ぶりに昨年同時期を上回っている。この20年間で2番目に高い水準（連合調査）。

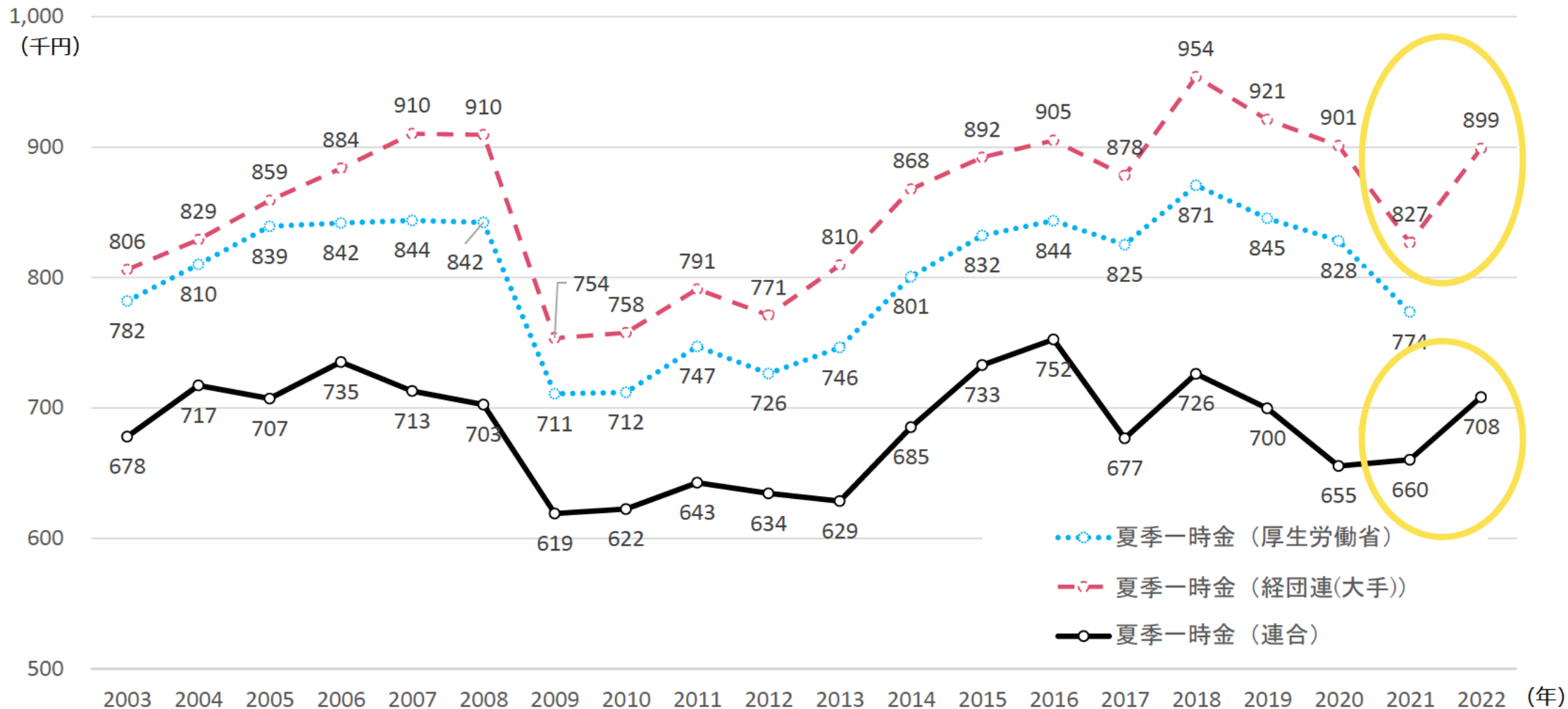


- (注) 1) 厚生労働省の2003年以前の集計対象は、原則として、東証又は大証1部上場企業のうち資本金20億円以上かつ従業員数1,000人以上の労働組合がある企業、2004年以降は、資本金10億円以上かつ従業員1,000人以上の労働組合がある企業である（加重平均）。
 2) 経団連（大手）の集計対象は、原則として、従業員500人以上の企業である。
 3) 連合の集計組合は規模計であり、299人以下の中小組合を含む。

資料出所・厚生労働省「民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況」
 ・日本経済団体連合会「春季労使交渉・大手企業業種別妥結結果(加重平均)(最終集計)」
 ・日本労働組合総連合会「春季生活闘争最終回答集計結果」

春闘の状況について（夏季一時金）

○ 本年の夏季一時金（ボーナス）の受結額は、現時点では、前年より増加している。連合調査では約5万円の増加、経団連調査では約7万円の増加となっている。



- (注) 1) 厚生労働省の2003年以前の集計対象は、原則として、東証又は大証1部上場企業のうち資本金20億円以上かつ従業員数1,000人以上の労働組合がある企業、2004年以降は、資本金10億円以上かつ従業員1,000人以上の労働組合がある企業である（加重平均）。
 2) 経団連（大手）の集計対象は、原則として、従業員500人以上の企業である。
 3) 連合の集計組合は規模計であり、299人以下の中小組合を含む。
 4) 2022年の厚生労働省集計は、令和4年9月中の公表となる。

資料出所・厚生労働省「民間主要企業夏季一時金受結状況」

- ・日本経済団体連合会「夏季賞与・一時金大手企業業種別受結結果(加重平均)(最終集計)」
- ・日本労働組合総連合会「春季生活闘争最終回答集計結果」

価格転嫁対策等について

2022年8月15日

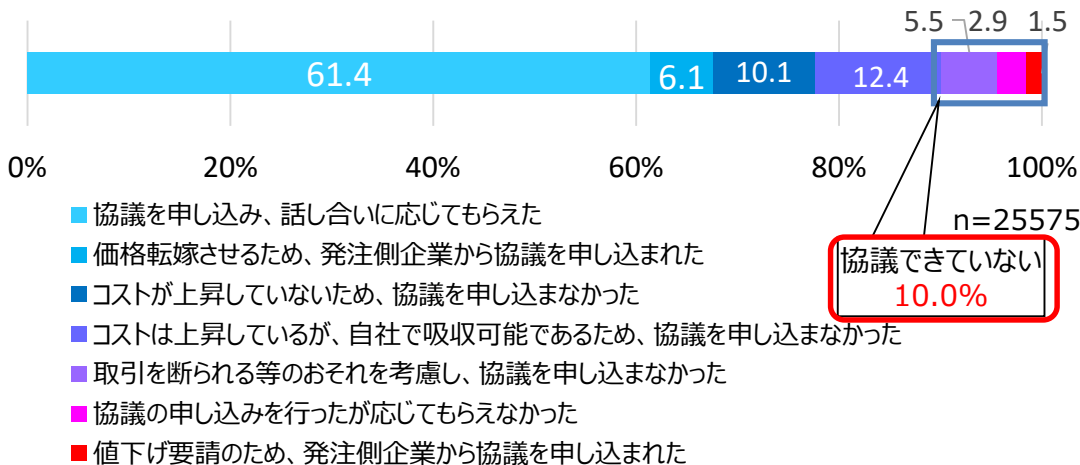
経済産業省

1. 価格交渉促進月間（2022年3月）の実施結果

- 下請へのしわ寄せを解消し、賃上げ原資を確保するためにも、取引先への価格転嫁は切実な課題。
- 経産省の調査では、1割が全く価格交渉できておらず、2割が全く価格転嫁できていない。

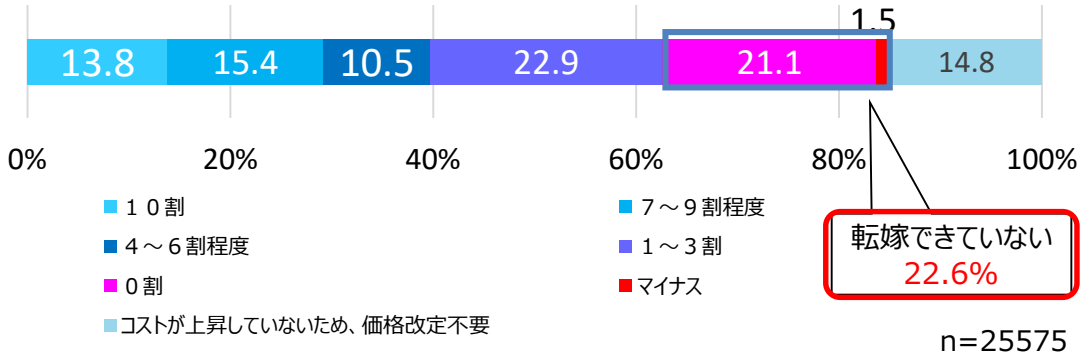
1. 発注側企業との価格交渉の実施状況

1割程度の事業者では、全く協議ができていない。



2. 価格転嫁を実現できた割合

2割程度の事業者では、全く価格転嫁できていない。



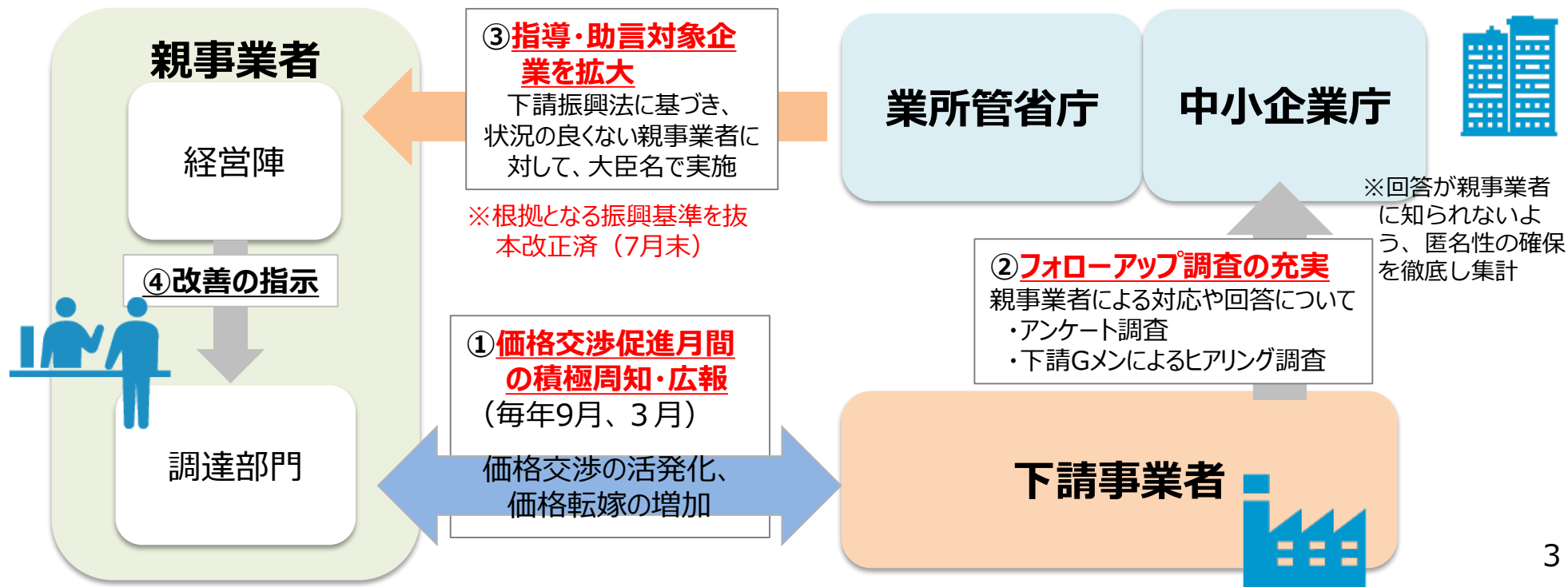
3. 業種別の実施状況（スコアリングの結果）

順位	価格交渉の協議状況	価格転嫁の達成状況
1位	繊維	化学
2位	鉱業・採石・砂利採取	機械製造
3位	機械製造	金属
4位	化学	電機・情報通信機器
5位	建材・住宅設備	食品製造
6位	電気・情報通信機器	建材・住宅設備
7位	卸売	卸売
8位	金属	紙・紙加工
9位	食品製造	造船
10位	紙・紙加工	石油製品・石炭製品製造
11位	飲食サービス	建設
12位	建設	繊維
13位	印刷	飲食サービス
14位	情報サービス・ソフトウェア	印刷
15位	製菓	小売
16位	石油製品・石炭製品製造	広告
17位	自動車・自動車部品	自動車・自動車部品
18位	造船	製菓
19位	電気・ガス・熱供給・水道	情報サービス・ソフトウェア
20位	小売	鉱業・採石・砂利採取
21位	通信	電気・ガス・熱供給・水道
22位	不動産・物品賃貸	不動産・物品賃貸
23位	広告	金融・保険
24位	放送コンテンツ	放送コンテンツ
25位	廃棄物処理	廃棄物処理
26位	トラック運送	通信
27位	金融・保険	トラック運送

※サンプル数が50以下の自主行動計画策定業種（航空宇宙、警備）は除く。
 ※業界別の順位や点数は、各業界に属する発注側企業についての回答の点数を平均し順位付けしたものであり、その業界における代表的企業の評価を表すものではない。
 ※自主行動計画あるいは業種別ガイドライン策定業種については着色（約束手形についてのみ自主行動計画を策定している「金融」、「卸売」は、未策定業種として扱う）。

2. 価格交渉促進月間の実施と改善のサイクル強化

- 毎年9月と3月を「価格交渉促進月間」とし、実際に交渉や転嫁が出来たか、下請事業者からのフォローアップ調査を実施。
※大企業の取引先中心に年2回・計30万社へアンケート票を送付→ 数年で大企業取引先にリーチできる予定。
- フォローアップ調査の結果を踏まえ、評価が芳しくない親事業者に対し、本年2月に初めて、業所管の大臣名で、指導・助言を実施。指導・助言を受けた経営陣の認識が改まり、調達部門に改善指示する例も。
- 次回9月は、積極広報・周知により実効性を向上し、フォローアップ調査を充実させるとともに、7月に抜本改正した下請振興基準を活用し、指導・助言の対象企業を拡大する。
- 実施と改善サイクルの強化で、交渉と転嫁が定期的になされる取引慣行の定着を目指す。



3. パートナーシップ構築宣言の取り組み強化

- 取引先との共存共栄を目指す「パートナーシップ構築宣言」は、8月5日時点で**12,200社**超が宣言済み。うち**大企業**（資本金3億円超）は、**820社**程度。
- **大企業のさらなる参加を促す**とともに、宣言企業や下請企業への調査を実施し、閣僚会議の場でフォローアップするなど**実効性の向上**に取り組む。
- また、機運醸成のため、**優良な企業を表彰するシンポジウム**を秋に開催する。

「パートナーシップ構築宣言」の概要

- 「パートナーシップ構築宣言」は、事業者が、取引先との共存共栄を目指し、下記に取り組むことを「代表権のある者の名前」で宣言し、ポータルサイトで公表するもの。
 - (1) サプライチェーン全体の付加価値増大と、新たな連携（IT実装、BCP策定、グリーン調達の実施等）
 - (2) 下請企業との望ましい取引慣行（「振興基準」）の遵守、特に、取引適正化の重点5分野（①価格決定方法、②型管理の適正化、③現金払の原則の徹底、④知財・ノウハウの保護、⑤働き方改革に伴うしわ寄せ防止）
- 「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」（2020年5月）において、導入を決定。

宣言企業数の推移

